

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 人口構造

山元町の人口は、東日本大震災(平成23年3月11日)の前後を比較すると、16,704人(平成22年)から12,046人(令和2年)^{※1}と急激に減少したものの、新市街地の整備やJR常磐線の再開により、現在は緩やかに減少している。

一方、人口構成に視点をおくと、65歳以上人口が31.6%(平成22年)から41.1%(令和2年)と増加傾向にあり、また、15歳未満人口は10.2%(平成22年)から8.9%(令和2年)と緩やかな減少傾向にあることから、地域の経済活動を担う労働力人口については58.2%(平成22年)から50.0%(令和2年)^{※1}と減少し、将来的にもこの傾向は続くものと推測される。

イ 地域の産業の特徴

山元町の産業構造を経済活動別総生産額^{※2}で見ると、第一次産業が3.7%(宮城県1.4%)、第二次産業が38.7%(宮城県23.7%)、第三次産業が57.6%(宮城県74.9%)であり、県全域と比較し、第一次産業における比率が高くなっている。

東日本大震災により、沿岸部の農地の約6割が壊滅的な被害を受け、農家の約8割が離農の意向を示したが、近年では、いちごをはじめとする施設園芸作物や露地野菜、果樹、芝生、水稻等を生産する農業法人が次々と設立され、新たな農業の一步を踏み出している。一方、高齢化や後継者不足により、第一次産業に従事する人口は大幅な減少が続いている。

また、商工業については、企業誘致のための優遇制度や各種支援を通じたワンストップ体制の構築、用地確保等企業誘致に向けた取り組みの結果、商業施設等の誘致や事業拡大が実現するとともに、新たな雇用を創出している。

ウ 中小企業・小規模事業者の実態

山元町の事業者を従業者規模別^{※3}で見ると、全業種を対象とした20人未満が91.6%、20人以上が8.4%であり、従業員20人未満の小規模事業者が大部分を占めている。また、従業員数5人未満の零細な小規模事業者が半数以上(58.1%)を占めている。

※1 平成22年、令和2年国勢調査及び宮城県推計人口

※2 令和元年度宮城県市町村民経済計算

※3 平成28年経済センサス

(2) 目標

山元町の中小企業・小規模事業者の事業活動を振興するため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者に対して先端設備等の導入を促進する。

このことにより、労働者一人あたり及び労働者時間あたりの付加価値の増加を生み出し付加価値労働生産性の向上を図るとともに、企業の競争力を強化し事業拡大による商工業就業人口の増加を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業者等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

山元町の産業は、農林水産業、建設業、製造業、サービス業等多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画が対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

山元町は、第二次産業や第三次産業の立地に供する工業団地を有せず、また、従業員規模が比較的少数の小規模事業者が多いことから、事業者は特定地域に集積しておらず、町全体に分散して存在しているため、本計画の対象とする地域は町内全域とする。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、自然公園法に規定する県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域については除外する。

(2) 対象業種・事業

山元町の産業は農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済と雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上の実現が必要であることから、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性の向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、作業効率の改善、また、効率化システムやIT、AIといった情報設備の導入等多様である。よって、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を本計画の対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月15日 ～ 令和7年6月14日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

本計画の推進に際し、以下に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- (2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- (3) 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。
- (4) エネルギーの効率的利用など環境負荷の少ない持続可能な地域社会を構築するため、事業者の環境に配慮した行動や活動の実践を促す意識啓発活動に配慮する。
- (5) 町と事業者がそれぞれの役割を認識し、相互連携のもとに推進することとし、必要に応じて本計画と事業者の事業計画に関するレビューを実施して、効果検証の把握に努める。
- (6) この基本計画は、町内就業人口の拡大を目標としており、労働生産性の向上による成果が、単なる企業の人員削減による経費の節減ではなく、企業での競争力の強化による事業拡大と就業人員の増加を目標とするよう配慮すること。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。